

一般社団法人
中国四国ブロック昇降機検査協議会
代表理事 東中須 一彰

令和 8 年度昇降機等定期検査報告 事務手数料改定についてのお知らせ

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、首記の件、当協議会では平成 20 年度 11 月より、建築基準法施行規則の改正による報告書様式変更と国土交通省告示で定められた定期検査項目・検査方法・判定基準に伴う諸書式の大幅な変更があり、この対応策といたしまして「昇降機台帳管理システム」の更新等が必要となり、昇降機等定期検査報告の事務受付手数料を値上げさせて頂き、その後 2 回の消費税率引き上げに対しては、今日まで料金改訂を据置きとさせていただきました。

しかし、昨今国土交通省から発表されております定期報告のデジタル化構想（令和 10 年稼働予定）や、それに伴う弊協議会の既存システム大幅改修等の必要性、国内物価高騰の要因により、事務受付手数料の改定を余儀なくされました。

つきましては、定期検査報告書の令和 8 年度 4 月 1 日協議会受付分より、事務手数料を一律 200 円増額となりますこと、誠に不本意ながら決断させていただきました。

ご多用中まことに恐縮でございますが、事情ご賢察の上、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

事務受付手数料（令和 8 年 4 月 1 日協議会受付分より改定）

機 種	現行単価（税込：円）	新単価（税込：円）
エレベーター	1,800	2,000
エスカレーター	1,800	2,000
遊戯施設	1,600	1,800
ホームエレベーター	1,000	1,200
小荷物専用昇降機	1,000	1,200
階段昇降機	1,000	1,200
段差解消機	1,000	1,200

以上